

会津若松市景観計画



平成29年2月

会津若松市

会津若松市景観計画の策定にあたって

1. これまでの取り組みと課題

本市の景観条例は、会津若松らしい景観を「まもり」「つくり」「そだてる」との基本理念のもと、快適でうるおいのある「ふるさと」を創造するため、市民・事業者と市がそれぞれの立場から積極的に都市景観の形成に努めることを目的として、平成4年3月に自主条例として制定されました。

この条例に基づき、自然景観、歴史的景観、地区景観の3つの柱により、良好な都市景観の形成に先進的に取り組んできましたが、これまでの条例では大規模建築物や屋外広告物等に対する規制・誘導に強制力が無いことから、鶴ヶ城周辺地区における景観形成の推進や眺望景観の保全等の対策が必要とされてきました。

2. 景観計画策定の目的と景観まちづくり

平成17年に施行された景観法は、景観に関する総合的な初めての法律であり、良好な景観づくりに関する基本理念や、市民や事業者、行政の責務を明らかにするとともに、法に基づく規制・誘導の枠組みが位置づけられました。

市では平成21年に景観行政団体となり、法を活用した景観形成のあり方等を検討していましたが、法に基づく計画の策定と景観条例の改正により、法を根拠とした規制・誘導を行うとともに、これまでの取り組みを踏まえ、より一層の魅力にあふれる会津若松らしい景観を目指し、市民、事業者、行政の協働による、より効果的で実効性の高い景観づくりに取り組んでいきます。

3. 景観計画とは

景観計画とは、景観法第8条に位置づけられた「良好な景観の形成に関する計画」であり、いわば景観づくりを進めていく上でのマスタープランです。

法を根拠とする規制には、計画へ具体的な景観形成基準（高さ、色彩等）を明示するほか、対象とする区域（景観計画区域）や景観形成に関する方針、景観形成のための行為の制限に関する事項のほか、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針等を定めるものです。

4. 計画期間

本計画は、概ね10年ごとに見直すこととします。

【参考】景観法

(目的)

第1条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格ある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

目 次

序 章 景観計画の位置づけ	
・景観計画の位置づけ	1
第 1 章 景観特性と課題	
・景観特性による分類	3
・各景観特性の課題	6
第 2 章 景観形成の理念と目標	
・基本的な考え方	1 2
・基本方針	1 2
第 3 章 景観計画の区域・区分	
・景観計画の区域	1 6
・景観計画の区域区分	1 7
第 4 章 良好な景観形成に関する方針【必須事項】	
・ゾーンの特性	2 1
・景観重点地区	2 2
・景観形成の基本方針	2 3
・守るべき眺望景観	3 7
第 5 章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項【必須事項】	
・届出に関する手続き	3 9
・景観形成の枠組み	4 1
・届出対象行為	4 4
・景観形成基準	5 0
第 6 章 景観資産の保全と活用の方針	
・景観資産の指定の方針	6 5
・景観重要建造物の指定の方針	6 5
・景観重要樹木の指定の方針	6 8
第 7 章 屋外広告物に関する事項	
・屋外広告物に関する基本方針	7 1
・屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限	7 1
第 8 章 景観重要公共施設の整備に関する事項	
・景観重要公共施設の整備に関する事項	7 2
・景観重要公共施設の整備方針等に関する考え方	7 2
第 9 章 景観形成の推進方策	
・協働による景観からのまちづくり	7 4
【資料編】	7 8